ほっかいどうしょうがいしゃこょう しえんごうどうかいぎ ひじょうせっか 北海道障害者雇用支援合同会議の非常設化について

(北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課)

ほっかいどうしょうがいしゃこよう しえんごうどうかい ぎ がいよう 1、北海道障害者雇用支援合同会議の概要

障がい者の雇用・就労支援に関し、雇用、福祉、教育等の関係行政機関の連携体制の構築と、制度及び施策の横断的な調整に基づく一貫した支援が必要であるため、関係行政機関のより一層の連携強化を図るための会議。

「附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準(以下、「附属機関等基準」という)」では、
れんらくちょうせいかいき
「連絡調整会議」に該当。

こうせいきかん【構成機関】

- こうせいろうとうしょうほっかいとうろうとうきょくしょくぎょうあんていぶしょくぎょうたいさくか ①厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課
- ほっかいどうけいさいぶろうどうせいさくきょくこようろうせいか ②北海道経済部労働政策局雇用労政課
- ほっかいとうきょういくちょうがっこうきょういくきょくとくべつしえんきょういくか 北海道教育庁学校教育局特別支援教育課
- まっぽうしょけんらくしまっくしまう ⑤札幌市保健福祉 高 障 がい保健福祉部 障 がい福祉課
- さくりつぎょうせいほうじんこうれい しょうがい きゅうしょくしゃこょうしえんきこうほっかいどうし ぶこうれい しょうがいしゃぎょうむか ⑦独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部高齢・障害者業務課
- ®北海道保健福祉部福祉局 障がい者保健福祉課

である。 ふそくきかんとうきじゅん 【参考】附属機関等基準

- ①「附属機関」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、調停、審査、諮問党は調査等を首的として、法律党は禁例により設置される審査会、審議会、調査会等の合議制の機関
- ②「懇談会」とは、行政運営上の参考に資するため、智識者等の参集を求め、意見聴取、 意見交換、懇談等を行う会合で、機関としての意思決定を行わないもの
- ③「進絡調整会議」とは、道笈び他の構成機関の事務の執行に係る進絡調整等のため、道が設置文は開催する行例外の職員が参加する会議で、機関としての意思決定を行わないもの

2. 非常設化の経緯

- (1) 常設の連絡調整会議の設置の見直し(道の方針)

 さら、ふそくきかんとうきじゅん
 道の附属機関等基準により、常設の連絡調整会議の設置は不断に見直すこととされている。
- (2) 平成30年度第1回北海道障害者雇用支援合同会議(平成30年7月19日) とうがいかいぎ、おいて、会長から「次期改訂は2年後の平成32年(2020年)4月1日を予定 当該会議において、会長から「次期改訂は2年後の平成32年(2020年)4月1日を予定 するが、道庁の内部規定による本会議の位置付けによっては、この期間内に必要な見直しを進めたい」と今後の対応を提起し、各構成機関から了承を得る。

「まっかいとうしょうがいしゃ こょう しぇんごうどうかいぎせっちょうこうだい しょう みなお きげん く北海道障害者雇用支援合同会議設置要綱第7条(見直し期限)>

3. 常設見直しの根拠

がそくきかんとうきじゅん 附属機関等基準では、「連絡調整会議」は原則非常設で、必要の都度開催することとされている。常設の「連絡調整会議」については、法や条例での設置義務、災害等の対応で緊急性を要する場合や開催頻度が高い(毎月開催)など、要件が定められている。

→ 北海道障害者雇用支援合同会議については、関係行政機関による連携会議のため、常設の「連絡調整会議」の要件に該当しない。

4. 検討結果

北海道障害者雇用支援合同会議については、これまでも年1回程度の開催で推移しており、これまでも第1、0250の開催で推移しており、 今後、必要の都度、開催する非常設の「連絡調整会議」に移行した場合でもこれまでと特に変わらないため、附属機関等基準の原則どおり、非常設の「連絡調整会議」とする。